

林地開発許可完了地における残置森林等の再開発について

制定：令和2年5月1日

林地開発許可の完了後に残置森林等で新たな開発行為を行う場合の取扱いは、下記のとおりとする。

ただし、再開発行為の対象となる残置森林等が保安林等の制限林に指定されている場合は、原則として再開発を認めない。※開発行為の一体性の判断は、手引き「8 開発行為における一体性の判断基準」による。

1) 林地開発許可申請

1 残置森林内において開発行為をしようとする者で、以下に該当する場合は、森林法第10条の2第1項の規定に基づく知事の許可を受けなければならない。

ア. 前の開発行為で設定した残置森林等において、土地の形質の変更を行おうとする面積が1ヘクタールを超える場合。

イ. 前の開発行為で設定した残置森林等において行おうとする土地の形質の変更の面積が1ヘクタール以下であるが、前の林地開発行為との間で開発行為の一体性が認められる場合。

2 残置森林等の再開発に伴う林地開発許可申請については、森林法、森林法施行令、森林法施行規則及び長崎県森林法施行細則等で定めるもののほか、林地開発行為の許可基準によるものとする。

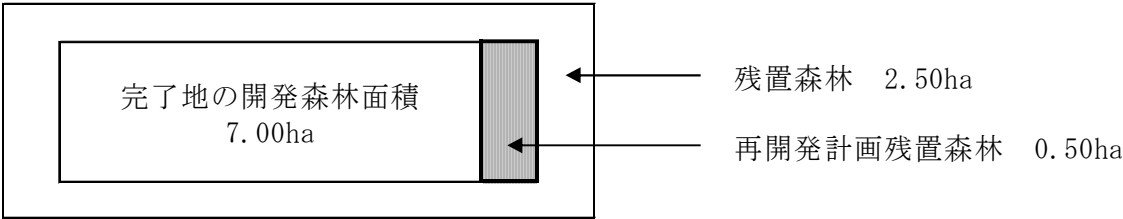
2) 残置森林等の再開発協議

1 残置森林内において開発行為をしようとする者で、以下に該当する場合は、関係書類を添えて地方機関の長と協議を行い、その承認を受けなければならない。

ア. 前の開発行為で設定した残置森林等において、土地の形質の変更を行おうとする面積が1ヘクタール以下で、かつ、前の開発行為との間で開発行為の一体性が認められない場合。

イ. 開発目的別で必要とする事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合を許可基準以上確保し、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる場合。

(計算例) 住宅団地造成の場合



(1) 森林率 = $\frac{\text{残置森林面積} + \text{造成森林面積}}{\text{事業区域内の森林面積}} \times 100\% > \text{開発行為目的別の許可基準森林率}$

森林率 = $\frac{(2.50\text{ha} + 0.50\text{ha}) - 0.50\text{ha}}{7.00\text{ha} + 2.50\text{ha} + 0.50\text{ha}} \times 100\% = 25\% > 20\%$

2 残置森林等の再開発に係る協議のために県に提出する書類は以下のとおりとする。

- ① 残置森林等に関する再開発計画協議書 (参考様式 1)
- ② 土地所有者等関係権利者の同意書 (参考様式 2)
- ③ 代替残置森林所有者の同意書 (参考様式 3) (※代替残置森林を設置する場合)
- ④ 計画図面 (位置図、土地利用計画図、防災計画平面図、雨水集排水計画図等)
- ⑤ 排水施設設計流量計算書、設計根拠資料 (※防災施設等を設置する場合)
- ⑥ 登記事項証明書、公図の写し。